

八尾市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、八尾市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 八尾市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、市の資産を有効活用するとともに新たな財源を確保することで、一層の市民サービスの向上と民間事業者等の事業活動を促進することを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバー、バックナンバー、及び書架等に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他館長が認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 雑誌スポンサーが、「八尾市広告基準」第6条各号の業種又は事業者に係る者は、各号に定める業種ごとの基準に基づき内容の審査を行う。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合についても同様とする。

3 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なう恐れのないものとし、「八尾市広告掲載基準」第4条各号に該当するものは対象としない。

(広 告)

第5条 広告の提出期間は原則として1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの広告掲載期間内の取りやめは認めない。

(雑誌スポンサーの申込)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、八尾図書館長（以下「図書館長」という。）が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が選定するとともに、広告ごとに具対的な広告内容を

判断し、その上で修正・削除等が必要な際は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告の内容を、あらかじめ図書館と協議する。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館の指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の責務)

第8条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関し一切の責任を負う。

附 則

この要綱は、平成26年 8月20日から施行する。

(改正 平成27年 9月25日)